

とちぎ木づかい功労者表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県県産木材利用促進条例(栃木県条例第34号、以下「条例」という。)第22条に基づき、県産木材の利用の促進に関し特に優れた取組を行った者(個人又は団体)を表彰すること(以下、「表彰制度」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の範囲)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 自らが所有する建築物等の整備において、県産木材による木造・木質化を積極的に実践し、功績が顕著な企業・市町等
 - (2) 新たな製品や部材、用途又は加工技術の開発等により、県産木材の利用促進に功績が顕著な事業者等
 - (3) 県産木材の利用促進のための普及啓発やPRなど、様々な木づかい活動を多年にわたり実践しており、功績が顕著である団体・事業者等
 - (4) その他、県産木材の利用促進に関し、特に優れた取組を行っており、功績顕著と認められる者
- 2 前項の規定に関わらず、本表彰と同等の事由により次のいずれかの表彰等を受けている者は、本表彰の対象から除く。
- (1) 勲章及び褒章
 - (2) 栃木県各種功労者表彰及び優良団体表彰
 - (3) その他の表彰制度による大臣表彰

(被表彰者の推薦)

第3条 とちぎ木づかい促進協議会構成団体の長、各環境森林事務所長及び矢板森林管理事務所長(以下、「事務所長」という。)は、第2条の規定により表彰することが適当と認められる者があるときは、別紙功績調書を添えて知事に推薦するものとする。

2 前項の規定による団体の長又は事務所長の推薦は、毎年度1者以内とする。

(被表彰者の決定)

第4条 知事は、第3条の規定による推薦があった場合は、功績調書をもとに内容を審査し、被表彰者を決定する。

2 前項の規定により被表彰者を決定した時は、条例第21条に定める県産木材利用推進月間である10月に公表する。

(表彰状の贈呈)

第5条 知事は、被表彰者に対し表彰状を贈呈する。贈呈の時期等については、その都度定める。

(事務局の設置)

第6条 この表彰制度に関する事務は、栃木県環境森林部林業木材産業課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年9月10日から施行する。

様式

功 績 調 書

- 1 氏名(団体名) ※ふりがな記載

- 2 職業又は業種(代表者)

- 3 生年月日(設立年月日)

- 4 住所

- 5 職歴(沿革)

- 6 功績の概要 ※必要に応じて、参考となる写真、新聞の写し等を添付
(1)
(2)
(3)

- 7 賞罰

※A4縦、横書きで、概ね3枚以内(添付資料は別途)で記載すること